

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2026.8.17

SBI-Man AIインサイト 日本株式ファンド

愛称: AI千里眼

追加型投信/国内/株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「SBI-Man AIインサイト日本株式ファンド」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月31日に関東財務局長に提出しており、2026年8月16日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号
設立年月日:1986年8月29日

資本金:4億20万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:8兆7,301億76百万円
※2026年5月末日現在

受託会社:SBI新生信託銀行株式会社
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>

SBIアセットマネジメント株式会社

● ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

● 電話番号 03-6229-0097

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 SBI-Man AIインサイト日本株式マザーファンド(以下、「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を主要投資対象とします。

2 マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の株式*に投資し、中長期的な信託財産の成長をめざします。

*日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます(以下、同じ)。

マザーファンドによる株式への投資にあたっては、AI(人工知能)、機械学習およびオルタナティブデータを活用し、独自開発の運用モデルで国内の上場株式をスコアリングし、分散投資することで、特定の銘柄やセクターへの極端な集中を回避し、中長期的な信託財産の成長を図ることをめざします。

※運用に用いるモデル・AI分析結果が将来の市場環境に適合しない場合には期待した成果が得られない可能性があります。

3 マザーファンドにおける運用に関する権限の一部をNumeric Investors LLCに委託します。

Numeric Investors LLCの運用部門のブランド名であるMan Numericとは

マン・ニューメリック : Man Numeric

- 米国ボストンを本拠地とし、AI(人工知能)等を利用した世界最先端の定量分析手法を駆使するクオンツマネジャー
- 1989年の設立以来、機関投資家向けを中心にクオンツ運用専門として発展。2014年にマン・グループの傘下に入り、現在は同グループのシステムティック(定量)部門の一員
- 総資産:821億ドル(約13兆円)(2025年12月末現在、1ドル=156.66円)

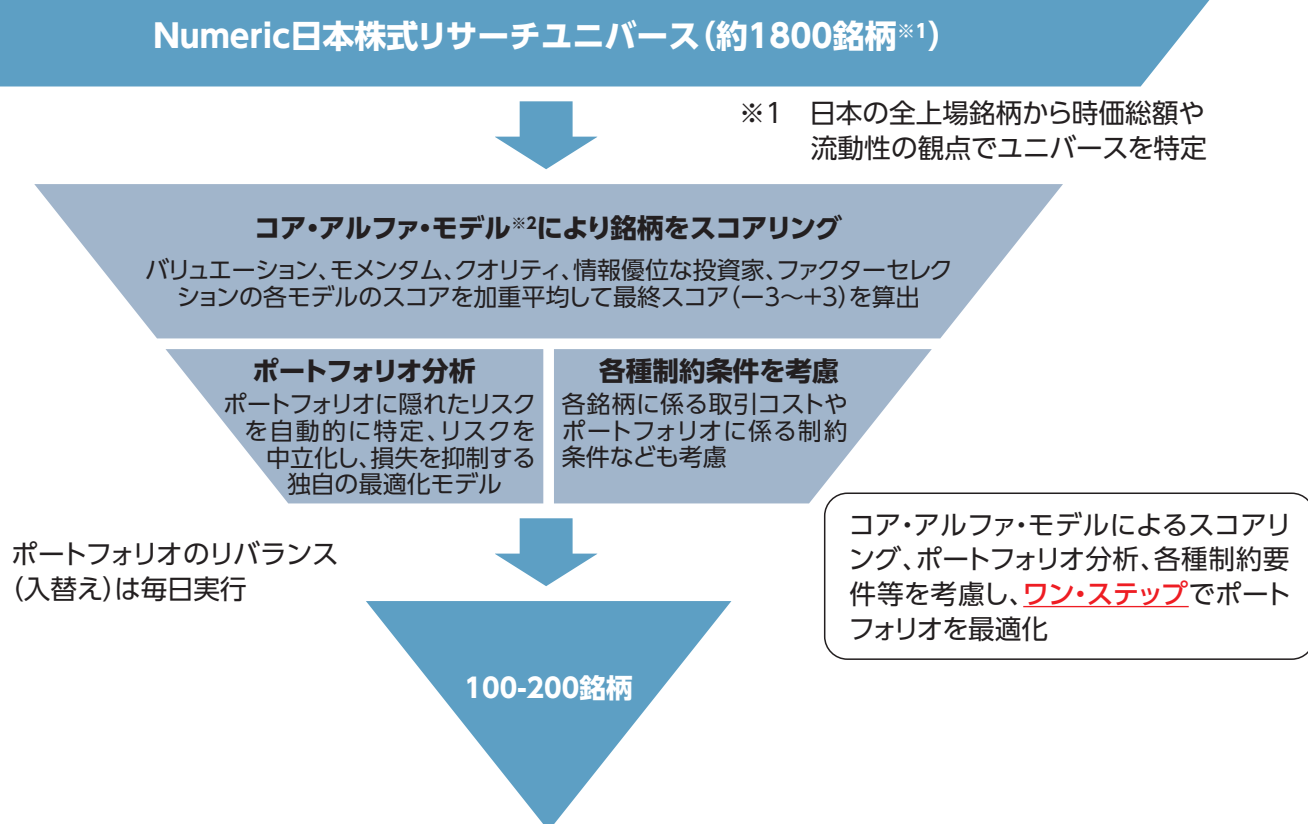
マン・グループとは

- ロングオンリー戦略とヘッジファンド戦略及びプライベートマーケットにおける先進的かつ革新的投資機会を提供する資産運用会社
- 1783年創業、ロンドンに本社を置き、世界の主要都市に拠点を構える
- ロンドン市場に上場。FTSE250指数の構成銘柄(EMG LN)
- 運用資産残高:2,276億ドル(約36兆円)、従業員数約1,700名(2025年12月末現在、1ドル=156.66円)
- 英国オックスフォード大学とオックスフォード・マン・定量ファイナンス研究所を設立
- アンソロピックとの戦略的提携により、投資機会の発掘から業務効率化まで最先端のAI技術を活用

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

運用プロセス

マザーファンドにおける銘柄選定プロセス



※2 コア・アルファ・モデルとは



1. バリュエーション(割安度)モデル

企業の決算データ(売上・利益・資産など)と、アナリストの株価予測を組み合わせ分析。**本来の価値より安く**放置されている株を発掘する



2. モメンタム(勢い)モデル

株価や業績予想の上昇トレンドを分析。さらに取引先企業・競合他社のデータ(企業ネットワーク分析)も活用し、**次に上がりそうな銘柄をいち早く捉える**



3. クオリティ(経営の質)モデル

財務の健全性等への取り組みをもとに、**長期的に安定した収益が期待できる企業**を評価する



4. 情報優位な投資家モデル

空売り残高・オプション市場などにおいて、**市場に精通したプロ投資家がもたらす市場の歪みがどのように発生しているかを観察・追跡**することで、株価の方向性を読み解く手がかりとする

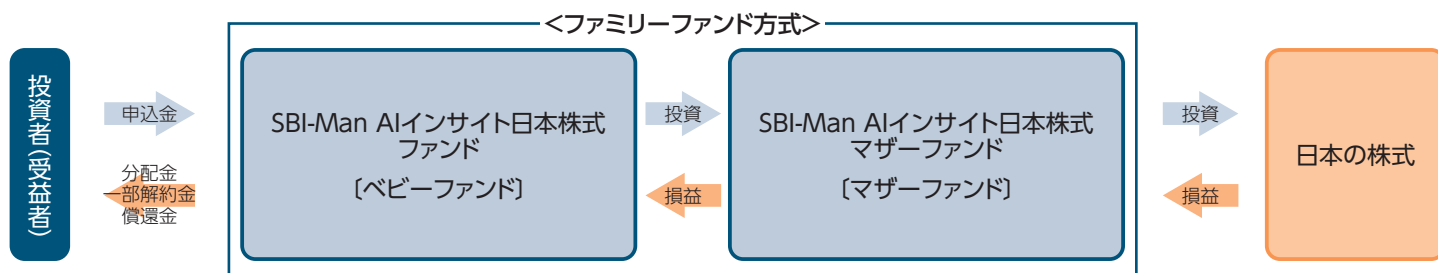


5. ファクターセレクションモデル

AIと機械学習を使い、「バリュー株が有利な相場か、成長株が有利な相場か」を判断。そのときどきの**市場環境に合わせて、有効な投資スタイルをダイナミックに切り替え**

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



分配方針

毎決算時(年1回、8月27日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、信託約款の範囲内で行います。

追加的記載事項

マザーファンドの概要

フ ァ ン ド 名	SBI-Man AI インサイト日本株式マザーファンド
基 本 方 針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
主 な 投 資 対 象	日本の株式を主要投資対象とします。
投 資 態 度	①日本の株式[*]に投資し、中長期的に信託財産の成長をめざします。 [*]日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます。 ②株式への投資にあたっては、AI（人工知能）、機械学習およびオルタナティブデータを活用し、独自開発の運用モデルで国内の上場株式をスコアリングし、分散投資することで、特定の銘柄やセクターへの極端な集中を回避し、中長期的な信託財産の成長を図ることをめざします。 ③ポートフォリオの構築にあたっては、Numeric日本株式リサーチユニバースから複数の数量モデルによって選択された個別銘柄の流動性、取引コスト、運用制約等を勘案しながら、組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、日々行われます。 ④通常の運用環境では組入銘柄数は100-200銘柄が想定されています。 ⑤運用に関する権限の一部をNumeric Investors LLCに委託します。 ⑥株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。 ⑦非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 ⑧資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主 な 運 用 制 限	①株式への投資割合には制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑦外貨建資産への投資は行いません。 ⑧一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑨有価証券先物取引等は、信託約款の範囲内で行います。
信 託 期 間	無期限(設定日：2026年8月28日(金))
決 算 日	毎年8月27日(休業日の場合は翌営業日)
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
受 託 銀 行	SBI新生信託銀行株式会社
委 託 会 社	SBIアセットマネジメント株式会社
投 資 顧 問 会 社	Numeric Investors LLC

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様はに帰属します。

また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク	一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト(債務不履行)が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
流動性リスク	組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付取引を行う場合は、取引先リスク(取引の相手方(レンディング・エージェントを含みます。))の倒産等により契約が不履行になる等が生じる可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドの組入れ有価証券に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

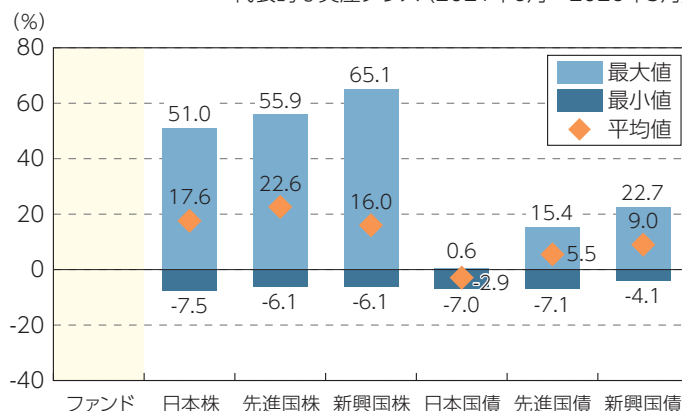
(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド:該当事項はありません。
代表的な資産クラス:(2021年6月~2026年5月)



*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、本ファンドの運用は、2026年8月28日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株: Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株: Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株: Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債: Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債: Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

本ファンドの運用は、2026年8月28日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、運用開始後は委託会社のホームページで運用状況を開示することを予定しております。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

本ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降のお支払いとなります。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	下記のいずれかの休業日に該当する日 ・ニューヨーク州の銀行 ・ニューヨーク証券取引所 ・米国マサチューセッツ州の銀行 ・ボストン証券取引所 (NASDAQ OMX BX) ・翌営業日がニューヨーク州の銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、香港の銀行および香港証券取引所のすべてが休業日となる日本の営業日 ・委託会社が指定する日
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時30分までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 *受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間：2026年8月17日(月)～2026年8月27日(木) 継続申込期間：2026年8月28日(金)～2027年11月26日(金) *継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及び既に受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(設定日：2026年8月28日(金))
繰 上 償 還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・その他やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	原則として、毎年8月27日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 *販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiam.co.jp/
運 用 報 告 書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 本ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象の予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 *税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に 3.3% (税抜3.0%) を上限 として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に 年1.375%(税抜：年1.250%) を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)>		
		支払先	料率	役務の内容
		委託会社	年0.73%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
		販売会社	年0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
		受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
		上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。 ※委託会社の信託報酬には、マザーファンドの株式の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(Numeric Investors LLC)に対する報酬(当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.58%)が含まれます。		
		(有価証券の貸付の指図を行った場合) 有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。 その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。 この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の 55.0%(税抜 50.0%)以内 の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。 *上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。		
その他の費用 及び手数料	信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。			

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。2027年1月1日から防衛特別所得税が加わりますが、課税率の合計に変更はありません。

- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 上記は有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。

